

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第四巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録（旧琉球藩評定所書類）を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号（例、一三九六など）は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録（東京大学史料編纂所所蔵）中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題

執筆者を明示してある。

一、筆耕は法政大学沖繩文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については原本と照合した。

- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。
- 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
- 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3 変体仮名え（は）、に（え）、あ（て）、よ（と）、茂（も）、ぶ（より）、ノ（して）はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
- 4 例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
- 5 河口通事・阿口通事は、河口通事に統一した。
- 6 宛（つつ）の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
- 7 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
- 7 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。

8 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ
マ)と注記した。また、脱字については「」で
訂正した。

9 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損な
どの理由で判読不可能なものは□^(虫喰)□あるいは□
と表記した。

10 必要な箇所編者注を加えたが、必要最少限にと
どめてある。

11 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

12 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更
を加えてある。

13 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

14 文書・記録(日記)の内容が関連する場合には枝
番号を付した。

15 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の
文末にまとめた。

一、本四巻収録番号内で、法学部法制史資料室所蔵の標
題のみの文書については、まとめて巻末に掲載した。

一、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部の
理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。